

令和2年松前町教育委員会規則第4号

松前町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和2年3月31日

松前町教育委員会教育長 本 馬 毅

松前町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

教育委員会事務局組織規則（昭和63年松前町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（組織） 第2条 省略 2 省略 3 社会教育課に生涯学習係、人権教育係、 <u>スポーツ振興係</u> 及びホッケー係を置く。 別表（第3条関係）			（組織） 第2条 省略 2 省略 3 社会教育課に生涯学習係、人権教育係、 <u>社会体育係</u> 及びホッケー係を置く。 別表（第3条関係）		
課	係	分担事務	課	係	分担事務
省略			省略		
社会教育課	省略		社会教育課	省略	
	人権教育係	1～3 省略		人権教育係	1～3 省略 4 男女共同参画社会づくりの推進に関する <u>こと。</u>
	<u>4</u> 省略			<u>5</u> 省略	
<u>スポーツ</u>	1	<u>スポーツ（ホッケーを除く。）の振興</u>	社会体育	1	<u>社会体育及びレクリエーションの指</u>

	<u>振興係</u>	_____に関すること。 2～5 省略 6 その他 <u>スポーツ</u> （ホッケーを除く。） に関すること。		<u>係</u>	<u>導奨励</u> に関すること。 2～5 省略 6 その他 <u>社会体育</u> に関すること。
	省略			省略	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。